

避難確保計画の作成方法について

川越市役所 防災危機管理室

1. 川越市における過去の水害

- **川越市**は、荒川が市の東部を、入間川が市の西部から北部を回って東部へと取り囲むように流れており、さらに新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れる地勢で、過去に多くの水害を経験しています。
- 川越市の主な水害履歴は次のとおりです。

川越市の主な水害履歴

発生年月	被害状況	被害場所
昭和22年9月 カスリーン台風	死者6人 床上浸水 476棟 床下浸水 385棟	川越市、芳野、古谷、霞ヶ関、 名細、山田(村)
昭和41年9月 台風第25号	死者1人、負傷者10人 全壊25棟、半壊252棟 一部損壊 1,619棟 床下浸水 20棟	市内各所
平成10年8月 集中豪雨	床上浸水 731棟 床下浸水 1,391棟	岸町1、岸町2、砂、下新河岸 ほか
平成11年8月 集中豪雨	床上浸水 136棟 床下浸水 829棟	岸町1・2・3、古谷上、木野目、 砂、寺尾ほか
平成29年10月 台風第21号	床上浸水 246棟 床下浸水 234棟	寺尾、岸町1、山田、木野目、下 新河岸ほか

出典：川越市地域防災計画に一部加筆



昭和22年のカスリーン台風被害古谷村(現川越市古谷地区)
(荒川上流河川事務所提供)



平成11年8月集中豪雨(熱帯低気圧)時
入間川・小畔川・大谷川・越辺川合流部
(荒川上流河川事務所提供)

1. 川越市における過去の水害

- 平成10年8月の集中豪雨では、新河岸川や不老川で堤防から越水し、洪水による被害が発生しました。
- 近年の異常気象による大規模水害の発生事例から、今後、平成29年台風第21号を超えるような大規模水害が発生する可能性があります。

平成10年8月28日 集中豪雨災害



新河岸川・不老川・九十川からの越水による被害状況
(川越市作成資料)



川越市新河岸川
(埼玉県提供)



平成29年台風第21号
被害(寺尾地区)

(川越地区消防組合撮影)

2.避難確保計画で作成する様式

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

.....P55

.....P56 ⇒

.....P62~P68 ⇒

.....P69~P72 ⇒

.....P73 ⇒

.....P74

.....P75

.....P77~81

.....P82

.....P83

.....P83

.....P84

.....P85

.....P76

作成のポイント！

- 避難経路図をつくる
- 施設の体制をつくる
- 避難行動の開始を判断する

消防法に基づく消防計画等の地震及び火災に関する計画内容を活用することができます。

様式1～様式6：川越市に提出

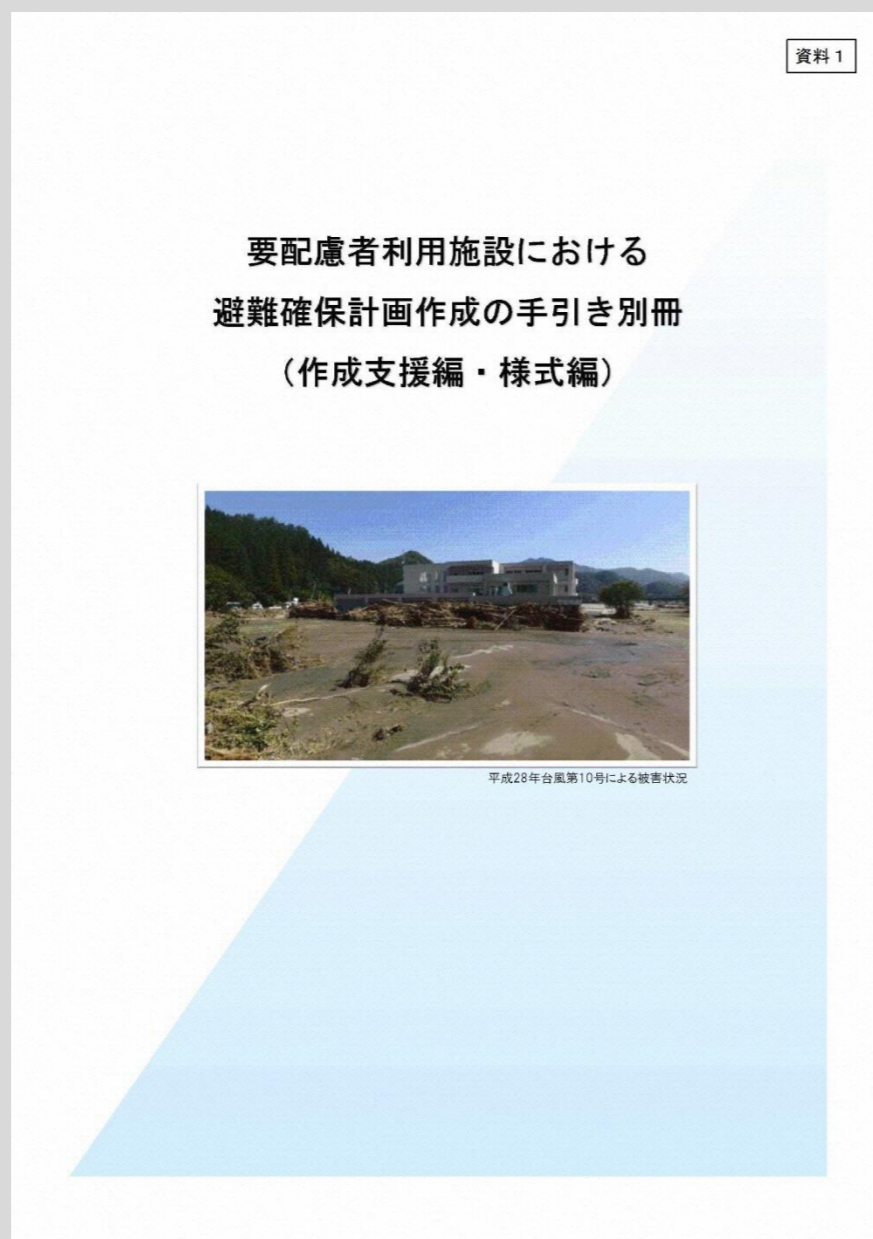
様式7～別表2：施設で適切に管理

3. 様式の作成方法

作成のポイント！

各様式の作成方法は、資料1(様式編)および資料2(事例集)を参照

【資料1】
要配慮者利用施設における避難確保計画
作成の手引き別冊(作成支援編)



☛ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。
本書を参照しながら様式を作成する。

【資料2】
要配慮者利用施設における避難に関する
計画作成の事例集(水害・土砂災害)



☛ 水害の事例として、「岩手県久慈市」が参考となる。

4.【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

第1章 総則

第1節 計画の目的、運用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

①計画の目的を記載

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

(↑様式に記載はないので任意記入)

事例集p14

②計画を作成したことを川越市へ報告する文面を記載

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- (4) 水防用設備の点検結果の報告
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑様式に記載はないので任意記入)

③計画の適用範囲を記載

※久慈市の事例にはありませんが、様式1を参考に作成する。

第3節 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

④施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

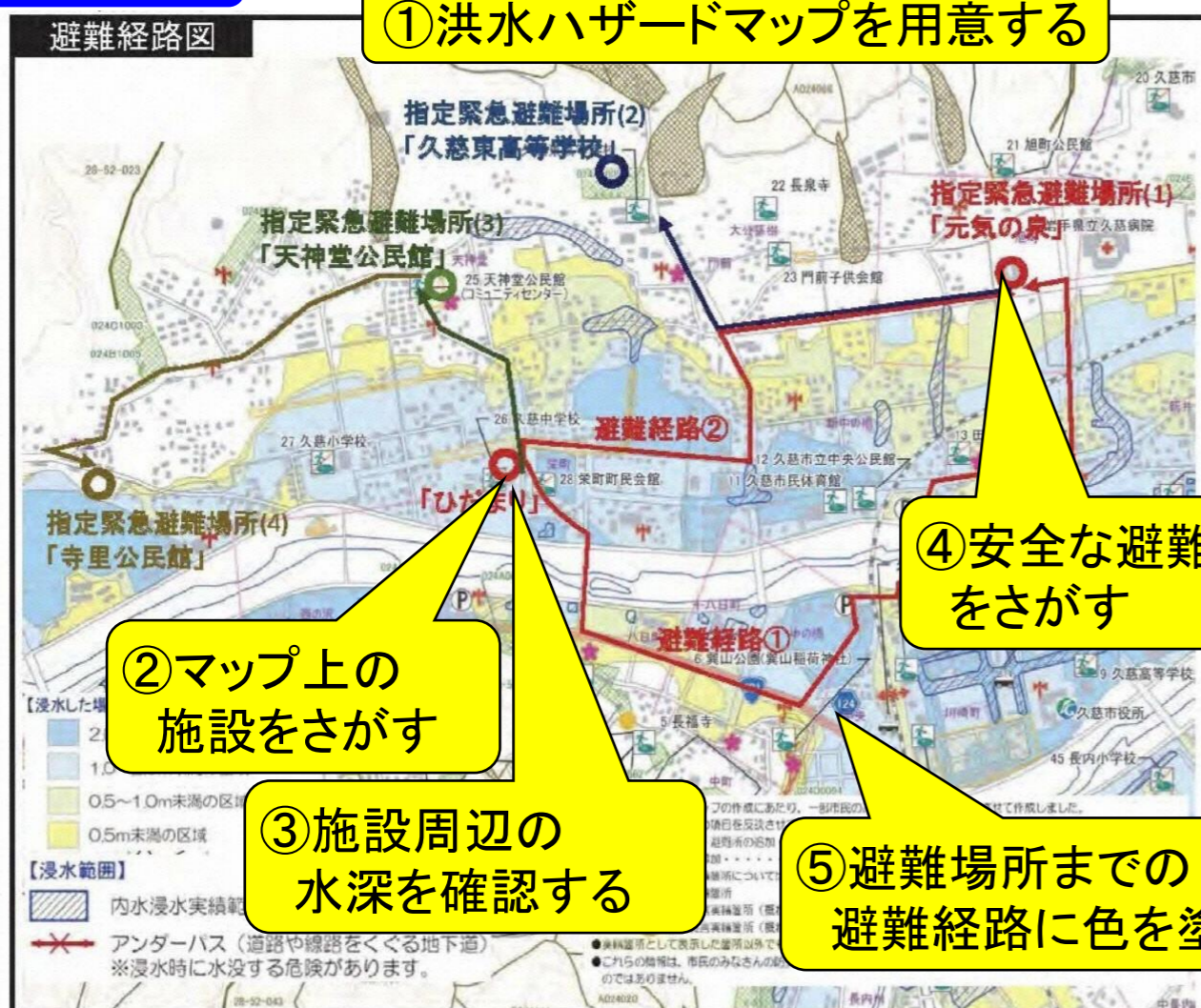
【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

1.【別紙1】避難経路図

■ 施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15



作成のポイント！

- 施設周辺の浸水危険性を決定する。
 - 安全な避難場所を決定する。
- (避難場所・避難経路)

作成の手順

- ①洪水ハザードマップを用意する。
(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所を確認する。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

避難場所について

避難場所(1)→避難場所(2) (満員等の理由で避難場所(1)が利用できない場合)

避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合
避難場所(3), (4)に避難する。

避難場所(1)元気の泉までの避難経路について

- ・ 避難経路①を使用する。
- ・ 日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

施設所在地

避難場所

1.【別紙1】避難経路図

①水害ハザードマップを用意する

小江戸川越マップ

「小江戸川越マップ」とは...
地図を利用して川越市の地域情報や行政情報をインターネットを通じて公開・提供するサービスです。

お知らせ
2015-9-1
小江戸川越マップをリニューアルしました。最新情報を中心に掲載します。なお、施設情報及び観光情報は、市公式ホームページに掲載しています。

検索・スマートフォンサイト
おEQコードをお読みください。
(一部未対応の場所があります)
こちらからも表示します

掲載マップ一覧
ご覧になりたい情報マップの[地図選択]をクリックすると、検索トップページに遷移します。

<p>公共施設等案内マップ</p> <p>市内の主要な公共施設情報などをご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>観光施設等案内マップ</p> <p>市内の主要な観光施設情報などをご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>医療機関マップ</p> <p>市内の主要な医療機関情報などをご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>AEDマップ</p> <p>市内のAED設置箇所等をご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>
<p>都市計画情報マップ</p> <p>市内の都市計画情報等をご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>道路台帳・網図情報マップ</p> <p>市内の道路台帳・網図等をご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>荒川・入間川流域洪水ハザードマップ</p> <p>荒川・入間川流域洪水浸水想定区域等をご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>	<p>新河岸川洪水ハザードマップ</p> <p>新河岸川洪水浸水想定区域等をご覧いただけます。</p> <p>地図選択</p>

公共施設等の案内地図は、[市ホームページ](#)をご覧ください。

市ホームページのトップページ>

便利なサービス>

小江戸川越マップ(都市計画情報、道路台帳・網図)>

小江戸マップ(外部サイト)>

荒川・入間川流域洪水ハザードマップ

荒川・入間川流域洪水ハザードマップ

荒川・入間川流域洪水浸水想定区域等
をご覧いただけます。

地図選択

1.【別紙1】避難経路図

②マップ上の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の浸水深を確認する。

小江戸川越マップ KOEDO KAWAGOE MAP

荒川・入間川流域洪水ハザードマップ

現在地 川越市大中居 付近

入力例:川越市元町1丁目3番地1

検索

探す 測る 描く ルート

表示切替 全て選択 全てはずす

- 水位観測所
 - 水位観測所
- 浸水の恐れのある箇所
 - アンダーパス
 - 排水ポンプ施設
- 要配慮者利用施設
 - 要配慮者利用施設
- 荒川・入間川流域洪水浸水区域
 - ～0.5m
 - 0.5～3m未満
 - 3～5m未満
 - 5～10m未満
 - 10～20m未満

住所一覧から検索

目録物・施設一覧から検索

水深の凡例を確認

● 川越市立東中学校

洪水浸水想定区域の水深を確認

1. 【別紙1】避難経路図

③ 施設周辺の水深を確認する

- 施設の水深を確認する。
 - 👉 建物のどの高さまで浸水しますか？
- 施設周辺の水深も確認する。
 - 👉 施設周辺がどのくらい浸水しますか？

☑ 施設周辺で想定される浸水深は？

(**3.0~5.0**) m 📝 記入

☑ 施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

施設は大丈夫？ 📝 記入

0.5m~3.0mの浸水では…



1階軒下まで浸水

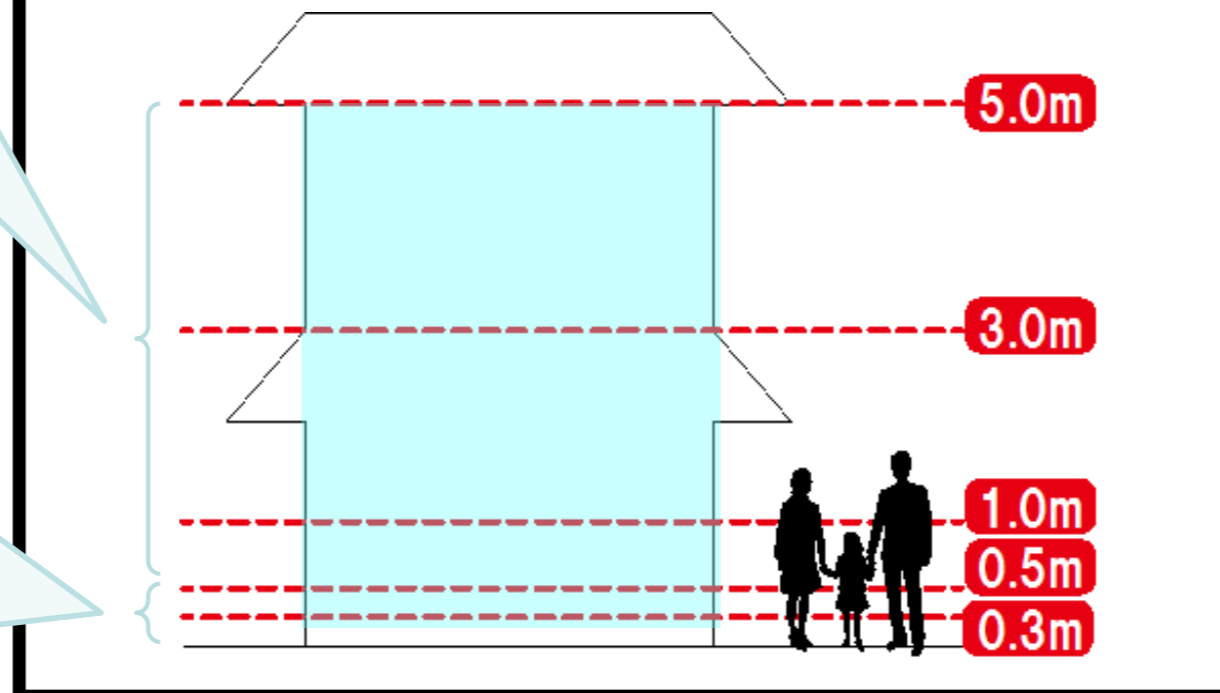
ドアが開かない

0.5m以下の浸水では…

1階床下が浸水

歩行困難

下図に色を塗って確認！



1.【別紙1】避難経路図

④ 安全な避難場所をさがす

- 浸水想定区域外にある安全な避難場所を複数さがす。
- 浸水想定区域内の避難場所は浸水被害により水没する可能性があります。安全な場所であることを確認する。

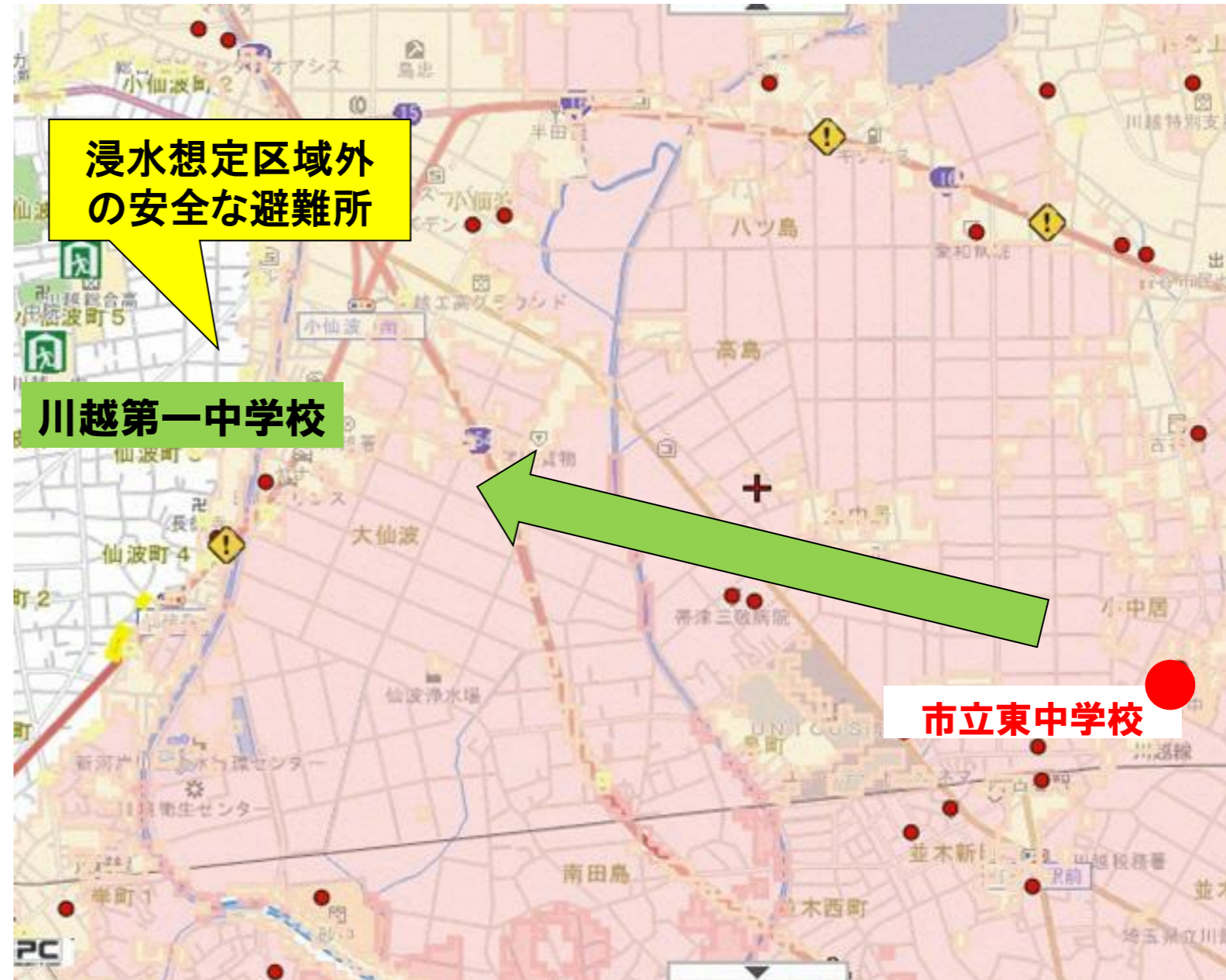
名称	想定浸水深	構造	階数
避難所 川越一中学校	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以上
避難場所	<input type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上
屋内安全確保			

避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ハザードマップなどで浸水が想定されていない
- 避難者全員が収容できる十分な広さがある
- 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

作成のポイント！

避難所の位置をマップ上で確認する。



1.【別紙1】避難経路図

⑤ 避難場所までの避難経路を着色する

- 国土地理院HPからダウンロードした図面や水害ハザードマップのカラーコピー、市販の地図等を使用して、手書きで「避難経路図」を作成する。

作成のポイント！

きれいな地図をつくる必要はありません。

- ・どこが危険で
- ・どこをかって
(避難経路は複数が望ましい)
- ・どこに避難すればよいか

みんながわかる地図が一番です。

避難経路図(イメージ図)



避難経路図には“施設名”、“建物階数”、“浸水深”を記入してください。

施設名	建物階数	浸水深
市立東中学校	3階	3.0~5.0m

6. 【様式2】防災体制

■ 注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミング(体制確立の判断時期)で、どのような活動内容を、だれが(対応要員)対応するかについて決定する。

事例集p16

作成のポイント!

■ いつ避難すればよいかを知り、決める。

作成の手順

- ①「避難準備・高齢者等避難開始」を知る。
(☞座学資料P71参照)
- ②気象情報の見かたを把握。
(☞座学資料P24～P35参照)
- ③雨量情報、水位情報の見かたを覚える。
(☞座学資料P63～64参照)
- ④水位情報から避難判断する方法を覚える。
(☞座学資料P65～P67参照)
- ⑤施設の防災体制(様式2)に整理する。
(☞座学資料P68参照)

4. 防災体制
連絡体制及び防災体制は、の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割】

体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制確立 以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市に洪水注意報発表 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	気象情報・水位情報等の情報収集	統括・情報チーム
	職員の参集(夜間の場合)	統括・情報チーム
	使用する資器材の準備(夜間の場合)	避難準備チーム
警戒体制確立 以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※ ➢ 久慈市に洪水警報発表※ ※「避難準備・高齢者等避難開始」発令により避難を開始する。ただし、「久慈川(生出町地点)避難判断水位超過」「洪水警報発表」発令後、警戒体制を確立し、避難準備を開始し、避難準備・高齢者等避難開始が発令される前により危険と判断した場合は避難を開始する。	気象情報・水位情報等の収集	統括・情報チーム
	使用する資器材の準備	避難準備チーム
	保護者への事前連絡	統括・情報チーム
	周辺住民への事前協力依頼	統括・情報チーム
	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム
非常体制確立 以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム

・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。

・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

②気象情報の見かたを覚える

⑤施設の防災体制をつくる

①「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを覚える

④水位情報から避難判断する方法を覚える

6. 【様式2】防災体制

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを知る

- 「埼玉県 川の防災情報」では、雨量情報や水位情報、河川のカメラ映像が確認できます。



【県内河川の水位情報等をメール配信しています。】
[埼玉県 川の防災情報メール配信サービス](#) 詳しくはこちら >>

【全国の河川情報は、下記のHPでもご覧いただけます。】
[国土交通省 川の防災情報](#) >>

【全国の気象情報は、下記のHPでもご覧いただけます。】
[気象庁 高解像度降水ナウキャスト](#) >>

【スマートフォンの方は、下記のHPでもご覧いただけます。】
[スマホ版はこちら](#) >>

【砂川堀雨水幹線の水位情報は、下記のHPでもご覧いただけます。】
[下水道局保有の砂川堀雨水幹線水位監視システムはこちら](#) >>

6.【様式2】防災体制

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを知る

- 「水位経過表」により、各水位観測所の水位情報がリアルタイムで確認できます。

埼玉県 川の防災情報 更新

[トップ](#)
[雨量概況図](#)
[水位概況図](#)
[雨量経過表](#)
[水位経過表](#)

水位経過表 (2/6) ページ切替: < 前ページ 次ページ > 観測所: 八幡橋

表示間隔: 1時間 10分 時刻切替: < 戻る 進む > 観測時刻: 2018年10月15日 13時00分 時刻指定

水系名	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川
河川名	小群川	入間川	入間川	柳瀬川	入間川	越辺川	高麗川	市野川
市町村名	川越市	川越市	川越市	所沢市	狭山市	坂戸市	坂戸市	東松山市
観測所名	八幡橋	小ヶ谷	菅間	酒柳橋	新高士見橋	入西	坂戸	天神橋
系統	国交省	国交省	国交省	埼玉県	埼玉県	国交省	国交省	埼玉県
計画高水位	5.411	5.003	12.641	-	-	3.999	4.146	-
はん濫危険水位	4.20	3.50	12.00	20.87	49.69	3.20	3.00	19.58
避難判断水位	3.60	3.10	11.50	20.53	49.23	3.00	2.40	-
はん濫注意水位	3.50	2.50	8.00	19.65	49.10	3.00	1.50	19.25
水防団待機水位	3.00	2.00	7.00	19.15	48.40	2.00	1.00	18.00
月/日 時:分	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)	水位 (m)
10/15 13:00	1.09	-0.05	-0.02	16.82	46.23 ↓	-1.19	-1.18	16.08 ↑
10/15 12:00	1.09	-0.05	-0.02 ↑	16.82	46.26 ↑	-1.19	-1.18 ↓	16.07 ↑
10/15 11:00	1.09	-0.05	-0.03 ↑	16.82	46.23 ↓	-1.19	-1.17	16.06
10/15 10:00	1.09 ↑	-0.05	-0.04 ↑	16.82	46.24	-1.19	-1.17	16.06
10/15 09:00	1.08	-0.05	-0.05	16.82	46.24 ↑	-1.19	-1.17 ↓	16.06
10/15 08:00	1.08 ↓	-0.05	-0.05 ↓	16.82	46.23 ↓	-1.19	-1.15 ↑	16.06
10/15 07:00	1.09	-0.05 ↓	-0.04	16.82	46.26 ↓	-1.19	-1.16 ↓	16.06 ↓
10/15 06:00	1.09	-0.04	-0.04 ↓	16.82	46.32 ↑	-1.19	-1.15 ↑	16.07
10/15 05:00	1.09	-0.04	-0.03	16.82	46.29 ↑	-1.19 ↓	-1.16 ↓	16.07
10/15 04:00	1.09	-0.04 ↓	-0.03	16.82	46.22 ↑	-1.18	-1.15	16.07 ↓
10/15 03:00	1.09 ↓	-0.03	-0.03	16.82	46.15 ↓	-1.18	-1.15	16.08
10/15 02:00	1.10	-0.03	-0.03	16.82	46.24 ↑	-1.18	-1.15 ↓	16.08
10/15 01:00	1.10	-0.03 ↓	-0.03 ↓	16.82	46.18 ↑	-1.18	-1.14	16.08
10/15 00:00	1.10	-0.02	-0.02	16.82	46.16 ↓	-1.18	-1.14 ↓	16.08
10/14 23:00	1.10	-0.02	-0.02	16.82	46.21 ↑	-1.18	-1.13 ↑	16.08
10/14 22:00	1.10	-0.02 ↓	-0.02 ↓	16.82	46.19 ↓	-1.18	-1.14 ↓	16.08
10/14 21:00	1.10 ↓	-0.01 ↓	-0.01 ↓	16.82	46.20 ↑	-1.18 ↓	-1.13	16.08
10/14 20:00	1.11	0.00	0.00 ↓	16.82	46.08 ↑	-1.17	-1.13 ↓	16.08
10/14 19:00	1.11	0.00 ↓	0.01	16.82	46.07 ↓	-1.17	-1.11	16.08
10/14 18:00	1.11 ↓	0.01 ↓	0.01 ↓	16.82	46.21	-1.17	-1.11	16.08
10/14 17:00	1.12	0.02 ↓	0.03 ↓	16.82	46.21	-1.17 ↓	-1.11	16.08

④ 河川の水位情報から避難判断を行う

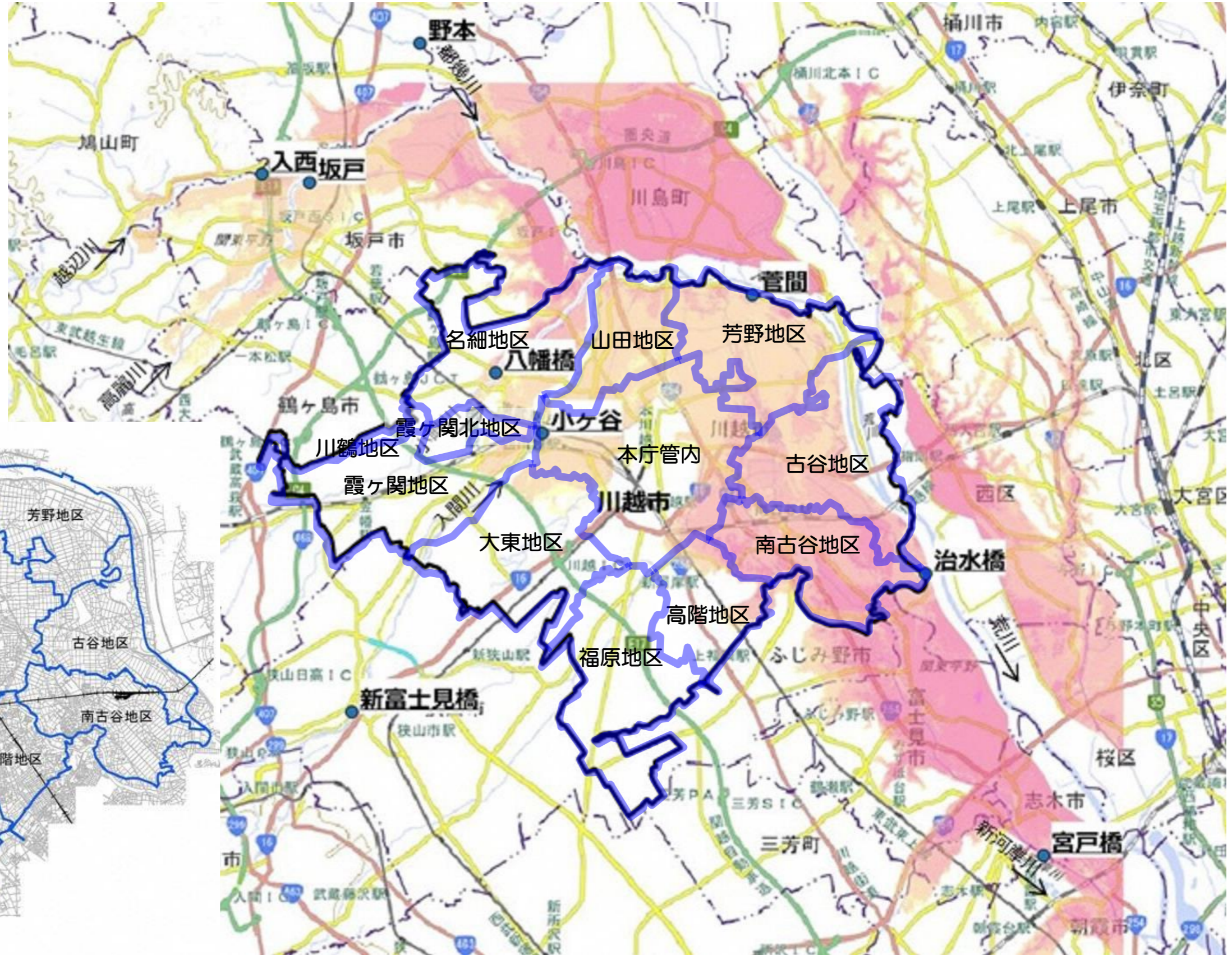
【対象河川における基準水位】

水位基準(洪水予報河川・水位周知河川)						
発令対象地区	河川名	河川管理者	基準水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
本庁の一部(小ヶ谷等)	入間川	国	小ヶ谷(川越市)	2.50m	3.10m	3.50m
本庁の一部(岸町等)	新河岸川	県	宮戸橋(朝霞市)	6.00m	7.12m	7.48m
芳野	荒川	国	治水橋(さいたま市)	7.50m	12.10m	12.60m
	入間川	国	菅間(川越市)	8.00m	11.50m	12.00m
古谷	荒川	国	治水橋(さいたま市)	7.50m	12.10m	12.60m
	入間川	国	菅間(川越市)	8.00m	11.50m	12.00m
南古谷	荒川	国	治水橋(さいたま市)	7.50m	12.10m	12.60m
	入間川	国	菅間(川越市)	8.00m	11.50m	12.00m
	新河岸川	県	宮戸橋(朝霞市)	6.00m	7.12m	7.48m
高階	荒川	国	治水橋(さいたま市)	7.50m	12.10m	12.60m
	入間川	国	菅間(川越市)	8.00m	11.50m	12.00m
	新河岸川	県	宮戸橋(朝霞市)	6.00m	7.12m	7.48m
大東	入間川	国	小ヶ谷(川越市)	2.50m	3.10m	3.50m
霞ヶ関北	入間川	国	小ヶ谷(川越市)	2.50m	3.10m	3.50m
	小畔川	国	八幡橋(川越市)	3.50m	3.60m	4.20m
霞ヶ関	入間川	国	小ヶ谷(川越市)	2.50m	3.10m	3.50m
	小畔川	国	八幡橋(川越市)	3.50m	3.60m	4.20m
川鶴	小畔川	国	八幡橋(川越市)	3.50m	3.60m	4.20m
名細	越辺川	国	入西(坂戸市)	3.00m	3.00m	3.20m
	小畔川	国	八幡橋(川越市)	3.50m	3.60m	4.20m
	都幾川	国	野本(東松山市)	3.50m	3.70m	4.10m
	高麗川	国	坂戸(坂戸市)	1.50m	2.80m	3.40m
山田	入間川	国	菅間(川越市)	8.00m	11.50m	12.00m
	入間川	国	小ヶ谷(川越市)	2.50m	3.10m	3.50m
	越辺川	国	入西(坂戸市)	3.00m	3.00m	3.20m

「川越市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成30年6月改訂)」の内容を再構成

④河川の水位情報から避難判断を行う

【対象河川と基準水位観測所の位置図】



【市内各地区の位置図】



6. 【様式2】防災体制

④ 河川の水位情報から避難判断を行う

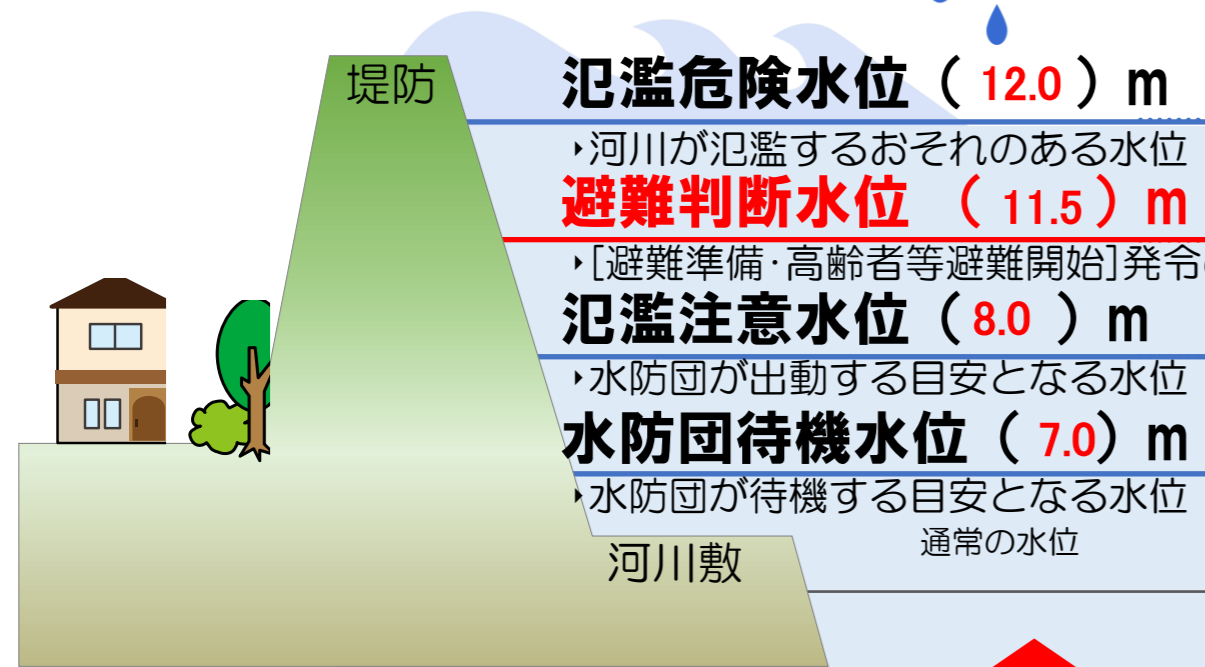
入間川の「菅間観測所」を選定した場合

河川名	(入間) 川	<input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 あり <input type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 なし
-----	-----------------	---

川越市による
避難情報の発令

氾濫の発生

➡ (入間) 川氾濫発生情報



氾濫危険水位 (12.0) m

・河川が氾濫するおそれのある水位

避難判断水位 (11.5) m

・[避難準備・高齢者等避難開始]発令の目安となる水位

氾濫注意水位 (8.0) m

・水防団が出動する目安となる水位

水防団待機水位 (7.0) m

・水防団が待機する目安となる水位

河川敷 通常の水位

➡ (入間) 川氾濫危険情報

➡ (入間) 川氾濫警戒情報

➡ (入間) 川氾濫注意情報

要配慮者の
避難誘導開始！

「菅間観測所」の
水位到達情報

避難指示(緊急)の
発令

避難勧告の発令

避難準備・高齢者等
避難開始の発令

6.【様式2】防災体制

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 川越市に洪水注意報発表 ➤ 入間川(菅間観測所) 氾濫注意水位(8.0m)超過 ➤ 荒川(治水橋観測所) 氾濫注意水位(7.5m)超過	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 川越市に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 入間川(菅間観測所) 避難判断水位(11.5m)超過 ➤ 荒川(治水橋観測所) 避難判断水位(12.1m)超過 ➤ 川越市に洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 川越市に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➤ 入間川(菅間観測所) 氾濫危険水位(12.0m)超過 ➤ 荒川(治水橋観測所) 氾濫危険水位(12.6m)超過	非常体制確立	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

- ・「**避難準備・高齢者等避難開始**」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・**夜間に氾濫注意水位を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。**

川越市立東中学校の作成例

作成のポイント!

- 様式2にはP65の情報を赤字部分に記入する。
 - ・ 河川名、観測所名
 - ・ 水位情報
- 担当要員とその役割分担については、【様式12】で詳細に決める。

普段から調べておいてください。

※川越市の「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成30年6月改訂)**」を確認する。

※水位情報が発表されない中小河川では、気象警報・注意報を確認する。

7.【様式3】情報収集・伝達

■様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

事例集p17

5. 情報収集・伝達 (1) 情報収集

① 防災情報の収集方法を決定する

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ・埼玉県川の防災情報システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認 ・国土交通省「川の防災情報」
避難情報 ・避難準備・高齢者等 避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) 避難所の開設状況	緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット 川越市ホームページ Facebook、Twitter、災害情報ブログ 川越市防災情報メール(登録制) 防災行政無線、広報車

作成のポイント!

■誰が、どうやって、何を収集するか(総括・情報班)を決める。

作成の手順

○防災情報の収集方法を決定する。

【留意事項】 情報収集について

- ・「埼玉県ホームページ」から「川の防災情報」の情報について、普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。
- ・地上デジタル放送の「dボタン」から、「防災・生活情報」を選択し、気象情報等を確認できます。

7.【様式3】情報収集・伝達

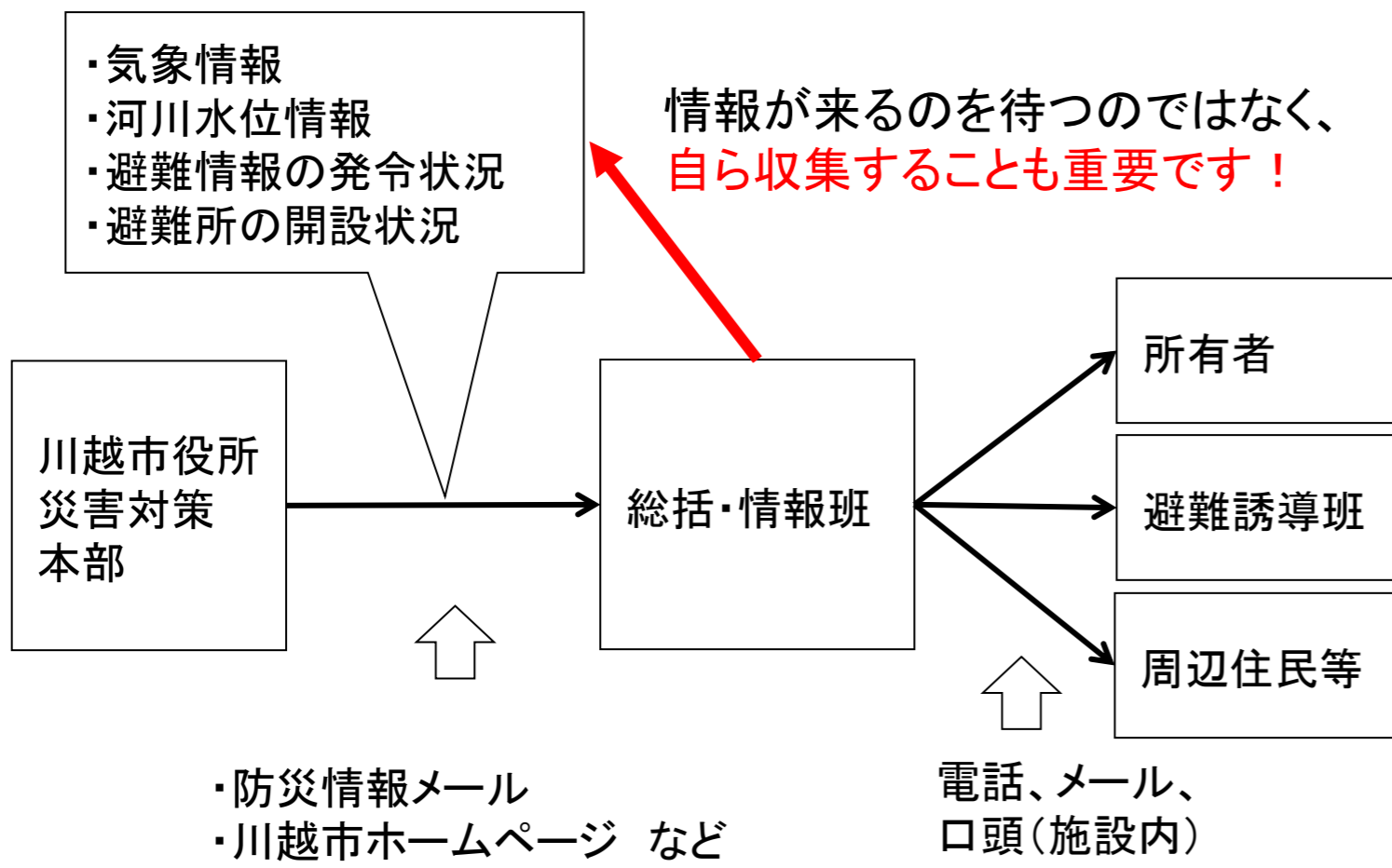
事例集p17

5. 情報収集・伝達 (2) 情報伝達

② 防災情報の伝達方法を決定する

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② いざというときに、徒歩や自動車避難が困難な場合には、避難困難者の状態や人数について市役所災害対策本部(049-224-8811)に報告する。

情報伝達系統図



作成のポイント！

■ 誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 様式9(緊急連絡網)、様式10(外部機関等への緊急連絡先一覧表)と作成したうえで、情報伝達経路を作成する。

【留意事項】 情報伝達について

- ・ 防災体制の編成と役割等を考慮して情報伝達経路を設定してください。
- ・ 医療施設における情報伝達において、外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。

7.【様式3】情報収集・伝達

【避難準備・高齢者等避難開始】の伝達文(例文)

※状況により内容は異なります。

川越市役所からお知らせします。

10月22日、22時20分に、今後、小畔川の水位の上昇が見込まれるため、小畔川流域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難所は、名細中学校、鯨井中学校、霞ヶ関北小学校、川越西中学校を開設しています。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、避難してください。また、避難所への避難が困難な場合は、自宅の2階などできる限り高い所への避難をお願いします。

7.【様式3】情報収集・伝達

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	様式12(様式編:P12) の 情報伝達要員に記載して あるか？	
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)(様式編:P4) 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか？	
③何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始 など		
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12(様式編:P12) の 管理権限者、代行者が記 載されているか？	
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)(様式編:P4) 情報伝達に記載されてい るか？	

8.【様式4】避難誘導

■施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制について、決定する。

事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図から調べる

6. 避難誘導
 (1) 避難先
 避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1～2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。
 逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路
 避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。
 避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。
 日中で、避難経路②が浸水していない場合は、避難経路②を使用する。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する

(3) 避難誘導
 避難先までの移動手段は、以下の通り

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2～3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2～3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2～3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2～3台
屋内安全確保	-		

(指定緊急避難場所)



作成のポイント!

■誰が、誰を、どうやって避難させるか(避難誘導班)を決める。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③様式11(対応別避難誘導方法一覧表)を作成したうえで、必要な車両台数、人数を確保する。

- 【留意事項】
- 移動手段等について
 - ・搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。
 - ・**夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。
 - ・避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
 - ・浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーター稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

9. 【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

事例集p19

① 水害時に必要な資器材を記載する。

作成のポイント！

■ 利用者の命を守るための備蓄品を決める。

作成の手順

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの(案内旗、拡声器など)を整理する。
- ② 避難所等への避難後における必要なもの(水、食料、薬など)を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態にあるか確認する。

【留意事項】 医療施設における整備について

- ・ 上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医療品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスポーザブル手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■ 防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

10. 【様式6】自衛水防組織の業務に関する事項

- 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

事例集p20

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をした場合は、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長に報告する。

②研修及び訓練計画を立てる

③自衛水防組織を設置したことを川越市に報告する

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。
- ③設置したことを川越市へ報告する。

○自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。

○自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

1.1. 【別添】「自衛水防組織活動要領」

事例集p25

別添 「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与するものとする。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

- (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、緊急救護、炊き出しの各チームを置き、
チームリーダーを置く。
- (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
- (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、
各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

①施設名を変更する

事例集p26

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

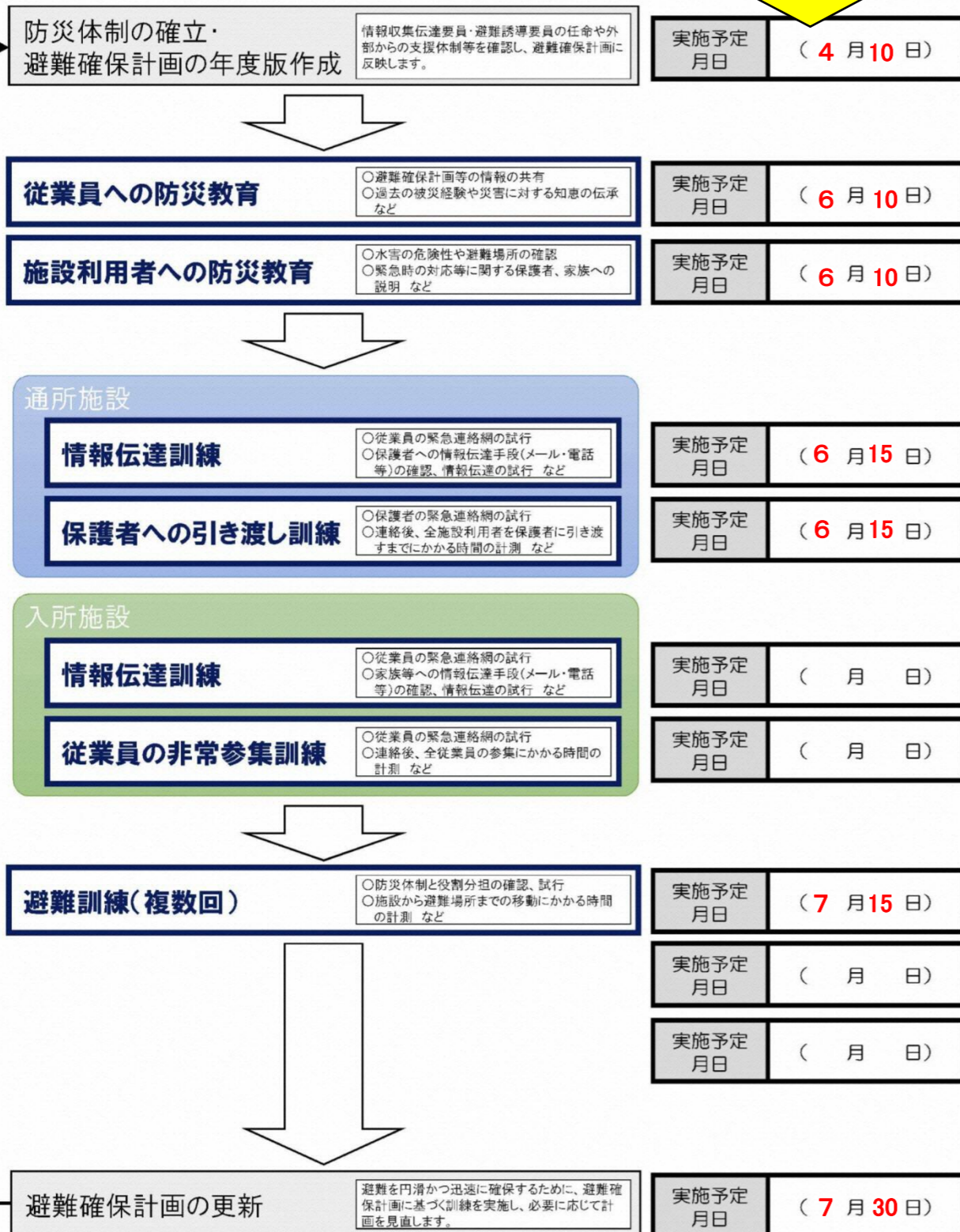
②班構成を修正する

13. 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成

■ 避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実行性を高めるための訓練計画を決定する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例

訓練内容を決めて実施日を記入する



作成のポイント!

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

訓練方法の例

(情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

(避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典:座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典:座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介



「攻め」と「守り」の防災教育〈平和中学校で避難所開設訓練を実施〉

Posted on [2017年7月7日](#) By [神岡地域の広報担当](#)

7月2日(日)、今年も平和中学校で避難所開設訓練が行われました。「攻め」と「守り」の防災教育、この日は「守り」の体験学習です。5回目の実施となる今回も、神岡地域に全戸配布でご案内したところ、40名ほどの住民の方にご協力いただきました。

平成28年度 だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業

被災地交流 避難所開設訓練 2016



中学校と要配慮者利用施設との連携による避難訓練の様子

出典:大仙市HP

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した
利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ
(2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難

イラストによる
避難の説明



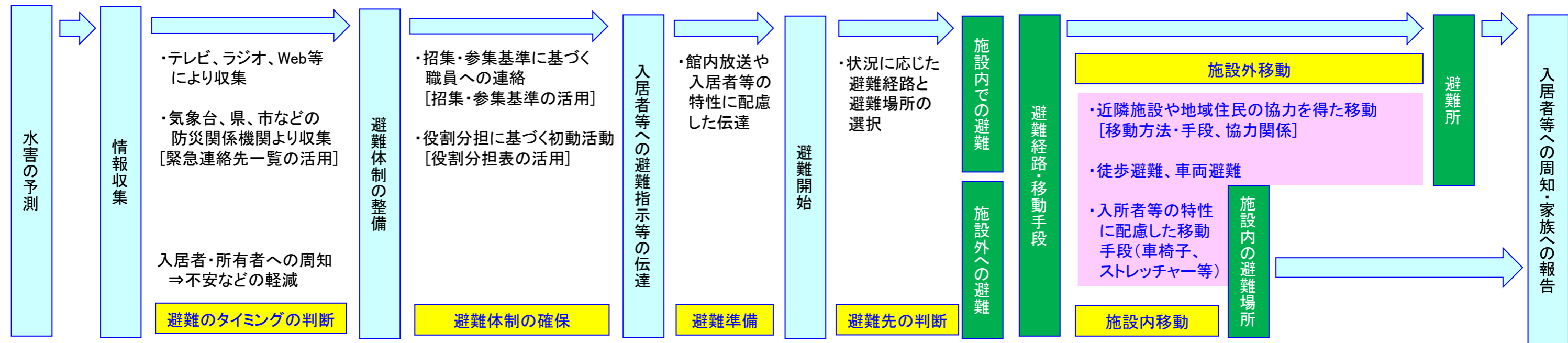
避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にここにこ保育園HP
(2016.7.27)

13. 【様式7】 ～水害時の避難シナリオ(例)～

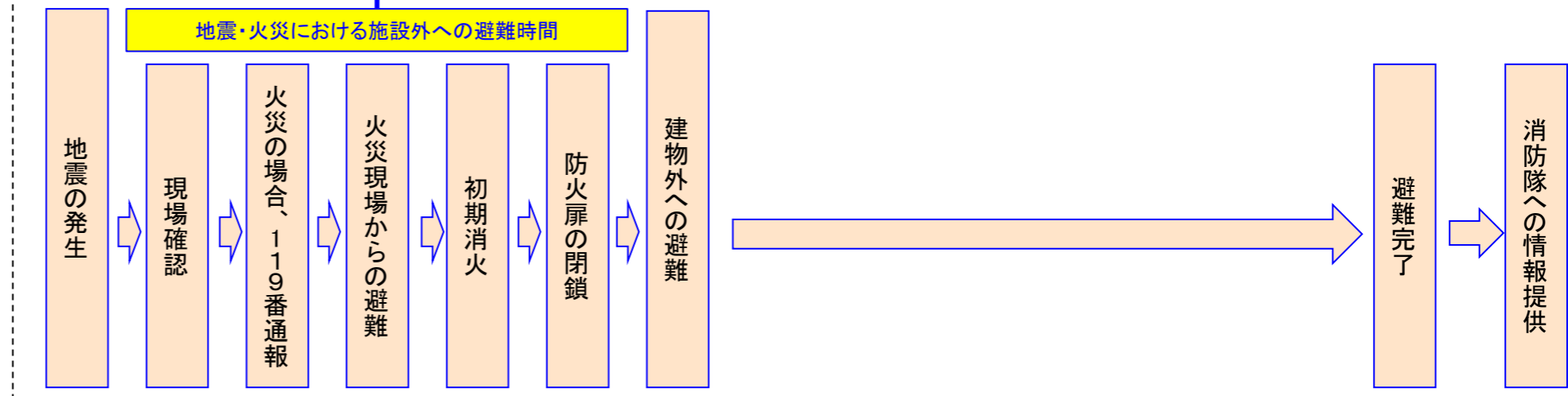
地震・火災による避難は、発災直後から行動することに対し、水害は気象情報による予測が可能であるため、早めの避難が可能である。

水害時の訓練シナリオ(例)



避難訓練時に避難時間を把握することが重要

地震・火災による訓練シナリオ(例)



15. 【様式9】緊急連絡先、【様式10】外部機関等への緊急連絡先

☛手引き(別冊)P⑥参照

■従業員及び施設利用者への緊急連絡網、市役所や避難誘導等の支援者、医療機関への緊急連絡先を決定する。

事例集p23

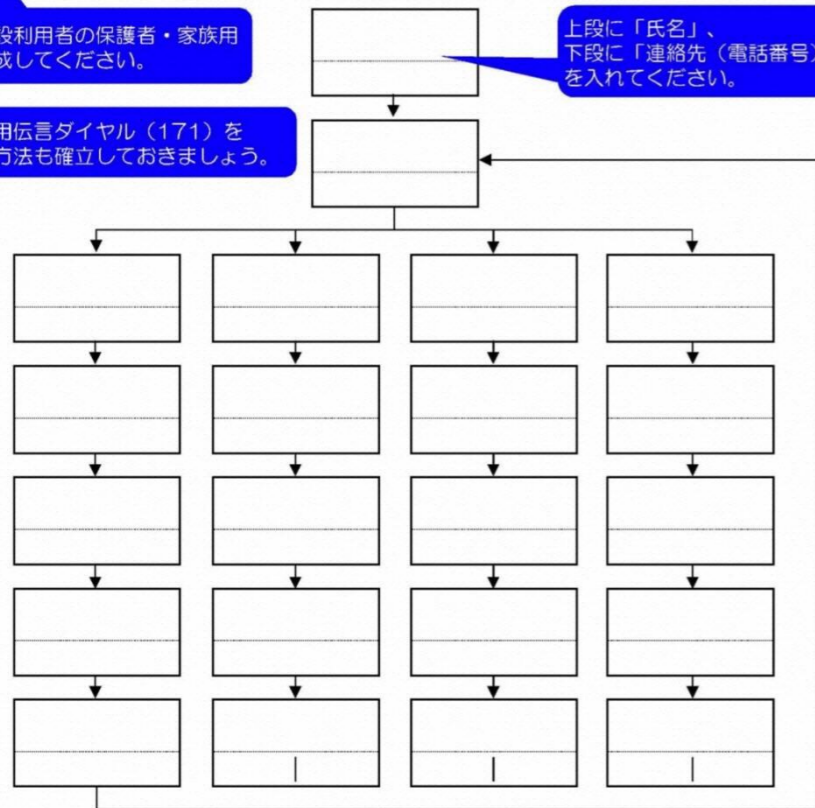
12 緊急連絡網

様式9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先(電話番号)」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

作成のポイント!

- 連絡網が途切れていたとしても、確実に連絡できるか連絡網を決定する。例えば、連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する工夫等を行う。
- 連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

【様式9】

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成する。

【様式10】

必要な外部機関の連絡先をする作成する。

17. 【様式12】防災体制一覧表

■施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

事例集p24

13. 防災体制一覧表

水防責任者(水防隊長) 【法人理事長】
水防管理者(副隊長) 【防火管理者・各施設管理者】

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び 総括主任】	(1) 防災情報確認に基づき体制を整える (2) 消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム (体制確保) 班長 【各施設チーム リーダー】	(1) 統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡(事務員と連携) (2) 防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡 必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う (隊長及び副隊長が要請)	(1) 担当区域の点検見回り (2) 被害防止措置をとる (危険度の確認・報告) (3) 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難誘導チーム 班長【各施設 介護福祉士の中から 定める】 担当【介護員及び 送迎員(運転手)】	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1) 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入り口等の配置につく (2) 警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う
応急救護チーム 班長 【各施設看護師】 担当 【応急手当普及員】	(1) 応急救護所の設置 (2) 負傷者の応急処置 (3) 救急隊との連携及び情報の提供 (4) 病院への搬送	(1) ご利用者様の体調確認 (2) 健康状態に合わせた対応指示(体調不良者への付き添い) (3) 危険箇所の補強等を行う (4) 避難通路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働 (1) 水・食材・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

※本事例は施設独自の様式であり、手引き(別冊)の様式12を活用してください。

作成のポイント!

■責任者がいない場合、担当者が不在の時に
対応可能な組織を決定する。

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。
- ③様式11の利用者と従業員数、移動手段等との「避難誘導方法」の整合を図る。

※役割分担は固定しない。いざという時に人手が足りない場合が多いため、一人何役でもこなせることが重要である。

■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の講習会の内容を踏まえ、施設利用者を安全な場所に早めに避難させることができる計画作成してください。

- 災害は、**想定どおりには発生してくれません。**
- **様々な被害状況をイメージ**し、臨機応変に施設で対応できる能力が必要です。
- そのために「計画内容」を知る教育・対策ではなく、計画内容に至る「**プロセス**」を大切にする教育・対策に重点をおくことが重要です。
- **地域特性をきちんと考慮**した教育・対策を**繰り返し**、**継続して訓練を実施**することが需要です。

今後の予定等

今後の予定(計画策定までの日程等)

前期講習会

日時

11/5(月)

14:00~16:15

会場

川越市総合福祉センター
オアシス 2階 体育室

① 計画作成方法におけるポイントを説明します。

- ◇ 地域の気象特性など
- ◇ 法律で定められた記載内容
 - ・ 総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇ 計画の様式を活用した作成方法
 - ・ 地震や火災の既往計画の活用方法 など

質問窓口を設置

② 持ち帰って、施設関係者で検討・作成して下さい。



講習会で聞いたけど、
どうしたらよいかわからない…



後期講習会

日時

11/26(月)

14:00~16:00

会場

川越市総合福祉センター
オアシス 2階 体育室

③ 作成した計画内容の充実を図ります。

- ◇ 各施設において工夫した知恵の共有
 - ・ 避難誘導における組織体制の工夫
- ◇ 施設単独で解決できない問題
 - ・ 周辺地域における連携方法 など



質問窓口を設置

④ 施設関係者で、再度計画の内容を検討して下さい。

⑤ 計画を作成後、市町村へ提出します。

後期講習会の進行イメージ 【ワールドカフェ】

【ワールドカフェの流れ】

- ① 数人が一組となって席につきます。
- ② テーマに沿って一定時間、意見交換を行います。
- ③ 1人（カフェマスターと呼びます）を除いて、全員が別のテーブルに移動します。
- ④ カフェマスターは、移動してきた人たち（旅人と呼びます）に、前の議論の概要を説明し、それを受けて、新たな参加者でまた意見交換を行います。

※ ワールドカフェで目的とするのは「正解を出すこと」や「合意形成を図ること」ではありません。

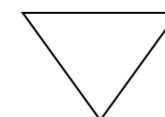
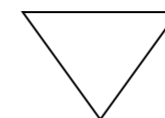
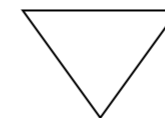
※ いろいろな視点・立場からの自由な意見交換を経て、「様々な気づき」や「自由な発想」を得ることに特徴があります。



ワールドカフェイメージ

11/5

前期講習会(座学)



計画(案)の作成に悩んで頂くと、ワールドカフェがより楽しくなります

11/26

後期講習
(ワールドカフェ)

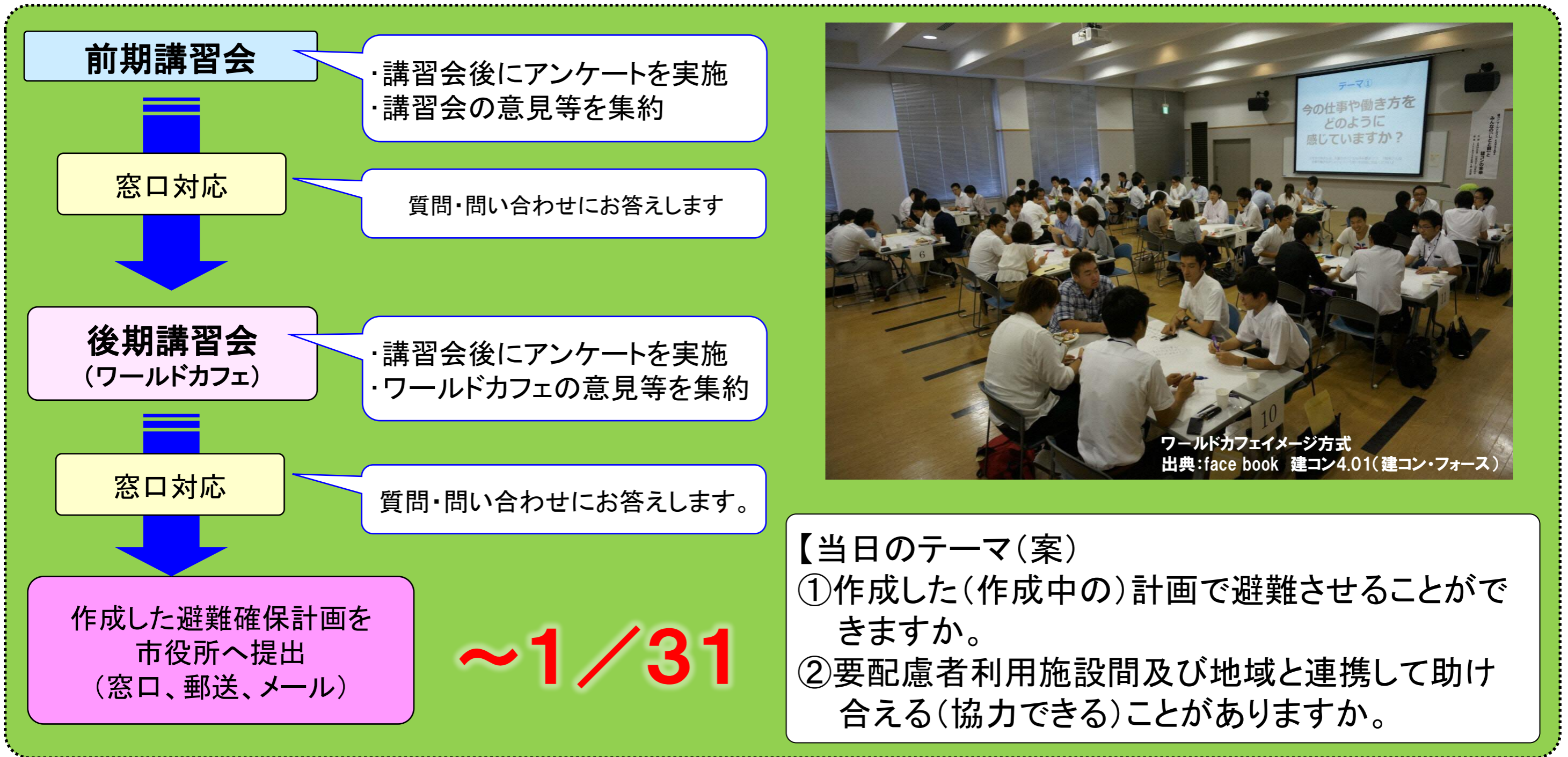
【参考】：避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難所の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。 ● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。 ● 浸水リスクのある場所を通過して避難する必要があるため、自施設の3階・4階へ避難することとしている。 ● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。
避難路の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。 ● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。 ● 避難所まで利用者と一緒に実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的に確認しながら、避難のタイミングを計っている。 ● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。 ● ○市や○○県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。 ● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。 ● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。 ● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。
連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。 ● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。 ● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。 ● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。 ● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まらない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。 ● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅に近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。 ● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。

【参考】：避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難誘導體制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「〇階以上の建物には〇人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。 ● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。 ● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す（保護者に迎えに来てもらう）ようにしている。小学校と同じ対応。
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。 ● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話をかきせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。 ● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。 ● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。 ● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。 ● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。 ● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。 ● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。 ● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。 ● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。 ● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。
地域との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。 ● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。 ● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。

今後の予定(後期講習会:ワールドカフェにて実施)



- 【当日のテーマ(案)
- ①作成した(作成中の)計画で避難させることができますか。
 - ②要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える(協力できる)ことがありますか。

質問窓口

各所管課へお問い合わせください。
所管課は講習会案内を通知した担当課になります。
TEL:049-224-8811(市役所代表)